

岐阜アリーナ指定管理募集に関する質問及び回答について

	質 問	回 答
1	<p>募集要項 第2 3 県と指定管理者とのリスク分担について、施設の修繕1 箇所あたり6 0 万円とありますが、例えば消防設備点検で不具合が発見され、その内容が、感知器3 0 万円、誘導灯3 0 万円、消火栓設備2 0 万円合計8 0 万円の修繕は県の負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1 箇所あたりの修繕費が6 0 万円以上の場合に県の負担となりますので、修繕箇所が一体的なものであると判断されるかが基準となります。</p>
2	<p>募集要項 第2 5 及び 第4 2 (4) イに記載ある、新型コロナウイルス感染症による収支への影響について考慮しないものを提出とありますが、指定管理期間中に、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減となった場合は、その損失額について補填をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>今回の指定管理期間における新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる減収に対し、県の補填等について現時点では決定しているものではありません。なお、令和2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して年度事業計画及び収支計画の見直しを行うよう、県において対応の検討を進めているところです。</p>
3	<p>募集要項 第4 申請に係る事項 1 申請資格について、イ記載の事務所又は事業所と、ケ記載の主たる事務所とは、異なるもので、ケの主たる事業所とは登記簿謄本に登録してある事務所、イの事務所又は事業所は登記簿謄本に登録されていない事務所との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>イ記載の事務所とケ記載の主たる事務所が異なっている必要はありません。また、イ記載の事務所又は事業所が登記簿謄本に記載されていても問題ありません。なお、県では「主たる事務所」について、法人の登記事項証明書において確認します。</p>